

請願・陳情をお出しになる方へ

新庄市議会事務局

市の行政などについて意見や要望があるとき、議会に請願や陳情を提出することができます。提出予定の方は市議会事務局へご相談ください。

提出できる人について

どなたでも提出できます。

新庄市以外にお住まいの人、外国人、未成年者、法人でも提出することができます。

提出の時期

おおむね3月、6月、9月、12月の年4回開催される市議会定例会で審査されます。

各定例会の請願・陳情締め切り日までに受け付けたものは、その定例会中に審査されますが、なるべく早目に提出してください。

(締め切り日は、市議会ホームページや議会だよりに掲載されます。)

請願について

請願を提出する際には、市議会議員1人以上の紹介が必要です。

請願は担当の常任委員会等で審査をし、その審査結果をもとに本会議で採択（趣旨に賛成）、一部採択（趣旨の一部に賛成）、不採択（反対）かを決めます。

採択された請願は、必要があると認める場合に、その結果を市長または関係機関に送ります。

陳情について

陳情には市議会議員の紹介は必要ありません。

陳情は委員会の審査の対象とせず、議長の判断により処理しますので、ご了承ください。

必要に応じ、担当の常任委員会等で審査をし、趣旨了承、趣旨不承、審査終了（委員の意見が一致しない場合など）かを定めることがあります。

書くときの注意

- 1 用紙はなるべくA4判（縦29.7cm・横21.0cm）を使用してください。
- 2 請願・陳情者は、表題、趣旨、項目、提出年月日、あて名（議長あて）、住所を記載し、署名または記名押印を忘れずにしてください。法人の場合は、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印（法人印）を忘れずにしてください。
- 3 請願・陳情者は、代表者のみ1名を記入してください。連名はご遠慮ください。複数で提出される場合は、代表者以外の署名簿を末尾につけてください。
- 4 表題、趣旨及び項目は簡単明瞭に、誰が読んでもわかるようにしてください。
- 5 内容が幾つかにわたる場合、例えば、道路問題と学校問題というように、内容が異なるものは別々の請願・陳情として提出してください。
- 6 道路等場所を示す必要があるものは、なるべく現地の見取図を添えてください。
- 7 国、県等に対して意見書の提出を求める請願については、意見書案を添えてください。

請願と陳情の流れ

